

## 第37期 決算公告

2024年6月18日

神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9

パレネット株式会社

代表取締役 田中 新吾

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流 動 資 産	2,856,304	流 動 負 債	803,217
現金及び預金	11,500	買掛金	566,764
受取手形	22,774	未払金	68,636
電子記録債権	312,607	未払費用	103,732
売掛金	474,080	未払法人税等	42,548
リース投資資産	181,530	未払消費税等	15,946
商 品	13,707	預り金	5,589
預 け 金	1,835,926		
そ の 他	4,376		
貸倒引当金	△ 198		
固 定 資 産	306,123	固 定 負 債	170,330
有 形 固 定 資 産	84,836	退職給付引当金	137,855
建 物	25,866	資産除去債務	14,652
構 築 物	0	長期未払金	17,822
機 械 及 び 装 置	1,784		
工具、器具及び備品	57,185	負 債 合 計	973,548
無 形 固 定 資 産	43,475		
施 設 利 用 権	0	<b>【純資産の部】</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	33,875	株 主 資 本	2,188,879
ソフトウェア仮勘定	9,600	資 本 金	200,000
投資その他の資産	177,811	利 益 剰 余 金	1,988,879
投資有価証券	45,000	利 益 準 備 金	50,000
長期前払費用	18,141	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,938,879
繰延税金資産	88,300	繰越利益剰余金	1,938,879
差入保証金	26,359		
そ の 他	11		
貸倒引当金	△ 1	純 資 産 合 計	2,188,879
資 産 合 計	3,162,427	負 債 純 資 産 合 計	3,162,427

# 損 益 計 算 書

〔 自 2023年 4月 1日  
至 2024年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,512,435
売 上 原 価		2,849,574
売 上 総 利 益		662,860
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		325,550
営 業 利 益		337,310
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
受 取 配 当 金	2,250	
そ の 他	103	2,371
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,053	
そ の 他	1,733	2,786
経 常 利 益		336,895
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	231	231
税 引 前 当 期 純 利 益		336,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	95,597	
法 人 税 等 調 整 額	10,500	106,097
当 期 純 利 益		230,565

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

    其他有価証券

    市場価格のない株式等以外のもの

    期末決算日の市場価格等に基づく時価法

    (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

    市場価格のない株式等

    移動平均法に基づく原価法

#### (2) 棚卸資産

    個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の

    低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

    定額法

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

    定額法

#### (3) リース資産

    所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

    自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

    期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

    従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. 収益認識の基準

    当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

    ステップ1: 顧客との契約を識別する。

    ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

    ステップ3: 取引価格を算定する。

    ステップ4: 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

    ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

    当社は、顧客の要望に合わせた荷役用資材を通じ物流サービスの一端を担っており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。

    取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

    当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。

    収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

前事業年度において区分掲記しておりました賞与引当金（当事業年度87百万円）については、賞与支給額が支給対象期間に対応して算定されていることから、当事業年度より未払費用（当事業年度103百万円）に含めて表示しております。

**(収益認識に関する注記)**

当社は主としてレンタル事業と物流機器販売事業を行っております。

レンタル事業においては、主に自動車関連企業様向けに荷役用資材の賃貸を行っています。物流機器販売事業においては、荷役用資材・器材の開発、製造及び販売を行っています。

レンタル事業の契約において、一定期間にわたるサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しています。

物流機器販売事業の契約において、製品等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び製品の引き渡した時点で収益を認識しています。

双方の取引において、支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものはありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しています。